

重要事項説明書

株式会社 ねむの木

あおぞら訪問看護ステーション

大阪府交野市星田 3 丁目 9-16

TEL 072-894-2141

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ねむの木
代表者氏名	代表取締役 松田健一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府交野市星田 9 丁目 53 番 7 号 072-865-5731
法人設立年月日	平成 24 年 9 月 10 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あおぞら訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 2763690076
事業所所在地	大阪府交野市星田 3 丁目 9-1 6
出張所の名称 所在地 連絡先	あおぞら訪問看護ステーション サテライト枚方 大阪府枚方市西禁野 2 丁目 5-1 2 グリーンハイツ 1 0 3 TEL:072-805-0621 FAX:072-805-0631
連絡先 相談担当者名	072-894-2141 管理者 松田雅美
事業所の通常の 事業の実施地域	交野市・枚方市・寝屋川市・四條畷市・大東市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ねむの木が設置するあおぞら訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	9時00分から18時00分まで

但し、祝日、12月30日から1月3日までを除きます。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	9時00分から18時00分まで

但し、上記の営業日、営業時間の夜間、深夜、早朝、土・日・祝日の24時間待機体制があります。

(5) 事業所の職員体制

責任者	看護師 松田 雅美
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常 勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 8名
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 	常 勤 8名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 	常 勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <p>①病状・障害の観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、脈拍、体温、呼吸数、酸素飽和度等の測定 ・ 全身状態、各種症状、日常生活動作等の観察 <p>②清拭・洗髪等による清潔の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清拭、洗髪、入浴、部分浴の介助 <p>③食事及び排泄等の日常生活の世話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事や排泄時の状況を確認した上での指導、助言 <p>④床ずれの予防・処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体位変換、除圧の方法、除圧器具の選定への指導、助言 ・ 患部の消毒、治療の実施と指導（医師の指示にもとづく） ・ 栄養状態の確認、栄養補給の方法についての助言 <p>⑤リハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床上での関節可動域訓練・座位、立位、歩行動作の指導・呼吸訓練、嚥下訓練 <p>⑥ターミナルケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的、精神的苦痛の看護・介護負担軽減方法についての助言 ・ 24時間体制での在宅の看取りへの支援 <p>⑦認知症の看護</p> <p>⑧療養生活や介護方法の指導</p> <p>⑨医師の指示による医療処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カテーテル等の交換、管理支援 ・ 在宅医療機器にまつわる管理支援（各種業者等との連携）・ 摘便、浣腸、導尿、ガーゼ交換、膀胱洗浄・輸液管理支援 <p>⑩緊急時の相談、適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医の指示のもとで電話対応、訪問しての応急処置・適切な医療施設への連絡、調整

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

● 1割負担のご利用者用

<訪問看護>

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,140円	314円	4,710円	471円	8,230円	823円	11,280円	1,128円

<予防訪問看護>

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,030円	303円	4,510円	451円	7,940円	794円	10,900円	1,090円

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護の場合>

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日に2回までの場合		1日に2回を超えて行う場合	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	2,940円	294円	2,650円	265円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による予防訪問看護の場合>

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日に2回までの場合		1日に2回を超えて行う場合	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	2,840円	284円	1,420円	142円

*サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

*准看護師の場合、100分の90の単位となります。

*上記の料金に地域加算10.70が加算されます。

※ 指定訪問看護ステーション（加算）

加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （訪問看護ステーション）	6,000 円	600 円	1 月に 1 回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） （訪問看護ステーション）	5,740 円	574 円	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）	5,000 円	500 円	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）	2,500 円	250 円	
ターミナルケア加算	25,000 円	2,000 円	死亡月に 1 回
初 回 加 算（Ⅰ）	3,500 円	350 円	退院日のみ
初 回 加 算（Ⅱ）	3,000 円	300 円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,000 円	600 円	1 回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	1 月に 1 回
看護体制強化加算（Ⅰ）	5,500 円	550 円	1 月に 1 回
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,000 円	200 円	1 月に 1 回
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	2,540 円	254 円	1 回当たり（30 分未満）
同時に複数の看護師等との同行	4,020 円	402 円	1 回当たり（30 分以上）
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	2,010 円	201 円	1 回当たり（30 分未満）
同時に看護補助者との訪問	3,170 円	317 円	1 回当たり（30 分以上）
長時間訪問看護加算	3,000 円	300 円	1 回当たり

※ 緊急時訪問看護加算は、ご利用者の同意を得て、ご利用者又はそのご家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とするご利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当するご利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌^{かんりゅう}流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、ご利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加

算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住するご利用者又は当事業所における一月あたりのご利用者が20人以上居住する建物のご利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。) ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) 有償サービスによるサービス提供について

サービスの種類・内容		利 用 料
① 時間の訪問看護サービス 所定の訪問看護の時間を越えた場合 医療保険：2時間を越えた場合 介護保険：1時間半を越えた場合	日 中	4,000 円/30 分
	夜間・早朝	5,000 円/30 分
	深夜	6,000 円/30 分
② 通常の訪問看護サービス以外 ・介護保険区分支給限度額を越えた訪問 ・医療保険対象者で週4日目以降の訪問 (特別指示等がある場合は除く)	日 中	8,000 円/1 時間
	夜間・早朝	10,000 円/1 時間
	深夜	12,000 円/1 時間
③ 医療保険利用者についての加算	休日加算	2,000 円/1 回
④ 死亡時の看護	死亡後のご遺体のお世話等	20,000 円/1 回

○夜間帯 17～22時 深夜帯 22～7時 早朝帯 7～8時半

○状況等によりお受けできない場合もあります

(5) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

<基本療養費・管理療養費・各種加算>

基本療養費・管理療養費 各種加算	診療報酬	ご利用者負担 1割(3割)	算定要件
訪問看護管理療養費 月の初日	7,710円	771円(2,313円)	月の初日に算定する場合があります
	3,010円	301円(903円)	同一建物の利用者数が20人未満の場合
訪問看護管理療養費 月の2日目以降 20人以上50人未満	2,510円	251円(753円)	月15日目まで/月16~24日目/月25 日目以降で算定額が異なる場合があります
	2,310円	231円(693円)	
	2,210円	221円(663円)	月15日目まで/月16~24日目/月25 日目以降で算定額が異なる場合があります
	2,410円	241円(723円)	
	2,210円	221円(663円)	
2,010円	201円(603円)		
訪問看護基本療養費Ⅰ (看護師・理学療法士 等)	5,550円	560円(1,670円)	週3回まで/日算定
	6,550円	660円(1,970円)	週4日目以降/回算定
早朝・夜間加算	2,100円	210円(630円)	6時~8時、18時~22時の時 間外訪問時に算定
深夜加算	4,200円	420円(1,260円)	22時~翌朝6時の時間外訪問 時に算定
長時間訪問看護加算	5,200円	520円(1,560円)	人工呼吸器を使用、特別管理加 算算定患者などに90分を超え る訪問時に算定
訪問看護ターミナルケア 加算	25,000円	2,500円(7,500円)	ターミナルケアを行った場合、 死亡月に1回
難病等複数回訪問 看護加算 (1日の複数回訪問時)	4,500円	450円(1,350円)	2回目に算定
	8,000円	800円(2,400円)	3回目に算定
緊急訪問看護加算	2,650円	265円(795円)	在宅支援診療所との連携時に 算定/月14日目まで
	2,000円	200円(600円)	在宅支援診療所との連携時に 算定/月15日目以降
24時間対応体制加算	6,800円	680円(2,040円)	24時間対応体制における看護 業務の負担軽減の取り組みを 行っている場合
	6,520円	652円(1,956円)	上記以外の場合
特別管理加算	5,000円	500円(1,500円)	悪性腫瘍・気切・留置カテー テル等
	2,500円	250円(750円)	真皮を超える褥瘡等
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円(900円)	月に1回算定(准看除く)
退院時共同指導加算	8,000円	800円(2,400円)	別に厚生労働大臣が定める疾病 等の利用者は2回算定可
在宅患者緊急時 カンファレンス加算	2,000円	200円(600円)	月に2回算定(准看除く)
情報提供療養費	1,500円	150円(450円)	地域保健福祉センターに情報 提供した場合

訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	5 円 (15 円)	月に 1 回算定する場合があります	
訪問看護物価対応料 1 月の初日	60 円	6 円 (18 円)	訪問看護管理療養費に併せて算定する場合があります 令和 9 年 6 月以降は 120 円予定	
訪問看護物価対応料 1 月の 2 日目以降	20 円	2 円 (6 円)	訪問看護管理療養費に併せて算定する場合があります 令和 9 年 6 月以降は 40 円予定	
複数名訪問看護加算	正看護師	4,500 円	450 円 (1,350 円)	末期の悪性腫瘍患者等に対し複数で訪問した場合に算定(週 1 回)
	准看護	3,800 円	380 円 (1,140 円)	週 1 回算定
	看護補助者	3,000 円	300 円 (900 円)	週 3 回算定
	看護補助者別に厚生労働大臣が定める場合に限る	3,000 円	300 円 (900 円)	1 日に 1 回
		6,000 円	600 円 (1,800 円)	1 日に 2 回
	10,000 円	1,000 円 (3,000 円)	1 日に 3 回以上	

医療保険をご利用の場合の補足説明

- ・医療保険で訪問看護をご利用の場合は、訪問看護基本療養費に加え、訪問日ごとに訪問看護管理療養費、該当する各種加算、訪問看護物価対応料等が算定されます。実際の自己負担額は、訪問回数、訪問日、医療保険の負担割合、公費負担の有無、訪問内容、算定される加算により異なります。
- ・令和 8 年度診療報酬改定により、訪問看護管理療養費の算定区分が見直されます。月の訪問日数や、同一建物にお住まいの訪問看護利用者様の人数等により、算定額が変わる場合があります。
- ・施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で訪問看護をご利用の場合、同一建物内の利用者数等により算定区分が変わる場合があります。
- ・当ステーションでは、オンライン資格確認等システムを活用し、利用者様の診療情報・薬剤情報等を取得・活用できる体制を整備し、必要な届出・掲示等を行ったうえで、取得した情報を訪問看護計画の作成・見直し、主治医や関係機関との連携、適切な訪問看護サービスの提供に活用します。この体制に基づき、医療保険で訪問看護をご利用の場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として月 1 回 50 円を算定する場合があります。
- ・訪問看護物価対応料は、訪問看護管理療養費に併せて算定する場合があります。令和 9 年 6 月以降は、国の定めにより、訪問看護物価対応料 1 は月の初日の訪問 120 円、月の 2 日目以降の訪問 40 円に変更予定です。ただし、今後の告示・通知等により取扱いが変更される場合があります。
- ・今回の令和 8 年度診療報酬改定に伴う変更は、主に医療保険で訪問看護をご利用される場合の料金に関するものです。介護保険で訪問看護をご利用される場合の料金表は、原則として現行どおりです。

6) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の24時間前までに連絡があった場合	無 料
利用日の12時間前までに連絡があった場合	1 提供当りの料金の 25%を請求いたします 。
利用日の12時間前までに連絡がなかった場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします 。

4 利用料ご利用者負担額・その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、ご利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等</p>	<p>ア 利用料ご利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届け(郵送)します。</p>
<p>② 利用料、ご利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)</p>

口座情報

関西みらい銀行 光善寺駅前出張所 普通 0028637 株式会社ねむの木 カ) ネムノキ

※ 振り込み手数料はご契約者の負担となります。

※ 利用料、ご利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	松田 雅美
	イ	連絡先電話番号	072 - 894 - 2141
		同ファックス番号	072 - 894 - 2151
	ウ	受付日及び受付時間	月～金曜日 9時00分～18時00分

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 交通費はいただいておりません。
- (7) キャンセル料はいただいておりません。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 松田 雅美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	公益財団法人 日本訪問看護財団
保険名	ステーション賠償責任保険
補償の概要	身体障害・人格権侵害共通・財物損壊・管理受託物・初期対応費用

1 1 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 2 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 4 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 5 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
 - (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.7 ハラスメントについて

事業者は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1.8 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 松田 雅美 (連絡先：072 - 894 - 2141)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月				円	円
火				円	円
水				円	円
木				円	円
金				円	円
土				円	円
日				円	円
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

1.9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

○本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 看護部・松田 雅美	所在地 大阪府交野市星田3丁目9-16 電話番号 072-894-2141 ファックス番号 072-894-2151 受付時間 9時～18時
【市町村（保険者）の窓口】 交野市役所 高齢介護課	所在地 大阪府交野市天野が原町5丁目5番5号 電話番号 072-895-6065 受付時間 9時～17時30分
寝屋川市役所 高齢介護室	所在地 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 電話番号 072-824-1181 受付時間 9時～17時30分
枚方市役所 長寿社会推進室	所在地 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1460 受付時間 9時～17時30分
大東市役所 高齢介護室	所在地 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 電話番号 072-870-0475 受付時間 9時～17時30分
四條畷市役所 高齢福祉課介護保険	所在地 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話番号 072-877-2121 受付時間 8時45分～17時15分
くすのき広域連合門真支所 高齢福祉課	所在地 大阪府門真市中町1丁目1番 電話番号 06-6780-5200 受付時間 9時～17時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 9時～17時30分

20 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年	月	日	
		評価機関名称				
		結果の開示	1 あり	2 なし		
2 なし						

2 1 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府交野市星田 9 丁目 53 番 7 号	
	法人名	株式会社 ねむの木	
	代表者名	代表取締役 松田 健一	印
	事業所名	あおぞら訪問看護ステーション	
	説明者氏名	松田 雅美	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代筆者	住所	
	氏名	(続柄：) 印

代筆事由：

個人情報の利用目的

以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

1、事業所内での利用

- ・介護保険請求等の事務
- ・会計、経理等の事務
- ・事故等の報告、連絡、相談
- ・ご利用者へのサービスの質向上（ケア会議、研修会等）
- ・その他、ご利用者に係る事業者の管理運営業務

2、他の事業者等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービス提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3、その他上記以外の利用目的

- ・サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・事業所で行われる学生の実習への協力
- ・学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）
- ・外部監査機関への情報提供
- ・関係法令等に基づく行政機関への報告等

令和 年 月 日

私（利用者及びその家族）の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲内で使用することに同意します。

株式会社 ねむの木

あおぞら訪問看護ステーション

説明者氏名

松田 雅美

㊞

利用者

㊞

代筆者

（続柄： ） ㊞

代筆事由：

家族

（続柄： ） ㊞